

◎新潟県告示第1068号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があった。

令和7年12月16日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
中之島クリニック	長岡市中之島中条字三之江218番地	令和7年11月1日
エム・ケイ薬局 さんじょう店	三条市興野1丁目4番21号	令和7年11月1日
藤本歯科医院	魚沼市古新田179	令和7年10月31日